平成２５年（フ）第１５９３号
さいたま市中央区下落合４丁目４番18号　レオパレス第５―105号
債務者　馬原　豊弘
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
さいたま市浦和区領家７丁目20番16号　１―501
債務者　宮川　祐美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
岐阜県海津市海津町札野225番地
債務者　片山　智美
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
岡山県倉敷市広江１丁目３番17号
債務者　中島　大輔
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
岡山県倉敷市東塚４丁目16番48号　イーストリッチＢ205
債務者　小西　哲也（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
岡山県倉敷市西富井639番地17
債務者　瀬川　友香
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４３６号
埼玉県戸田市大字新曽1489番地　オッソボル・ノール201号室、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷1029番地の７
債務者　佐藤　　香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７８号
さいたま市見沼区大和田町１丁目998番地３戸山コーポ303
債務者　吉田　光夫
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
埼玉県蕨市錦町２丁目２番13号　アネックス蕨第Ⅰ―102号
債務者　杉田　正信
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
さいたま市緑区大字三室422番地６　ガーデン・ハイム104号
債務者　水合　晴奈
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３９号
埼玉県新座市東北２丁目17番22号　グリーンハイツ２・301号室、旧住所埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　嶋崎　一人
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５１号
さいたま市緑区原山２丁目33番８号　浦和パークハイツ７―105
債務者　山北　正人
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６６号
埼玉県川口市中青木４丁目２番10―402号　東綿ビル中青木
債務者　勝本　淳一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
さいたま市中央区大戸５丁目７番２号　宮城荘202号
債務者　軽石　欣彌
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
埼玉県北本市東間８丁目297番地　沼田ファミリーハウス201
債務者　阿部　　明
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
埼玉県川口市大字安行原83番地の１　安行原住宅Ａ棟―202号
債務者　机地　富子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ大宮301、旧住所さいたま市北区宮原町２丁目117番地３　オーベル大宮・東宮原408
債務者　金子　　剛
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係